

答申第 88 号
平成 20 年 10 月 31 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集の制限の例外等について（答申）

平成 20 年 10 月 20 日付け諮問第 83 号で諮問のあった標記のことについては、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成 16 年兵庫県条例第 12 号）別表第 2（第 5 条関係）及び同条例施行規則（平成 16 年兵庫県規則第 59 号）別表第 2（第 6 条関係）に本件諮問に係る事務が規定されることを前提として、適当と認めます。

なお、収集の制限の例外、利用及び提供の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 個人情報取扱事務の概要

本県において実施される「フィブリノゲン製剤等の投与を受けた可能性のある者のうち所在等が不明である者に係る調査」（以下「本件調査」という。）について、実施機関から説明を受けた内容は、次のとおりです。

(1) 本件調査の仕組み

厚生労働省は、都道府県と協力の上、肝炎ウイルスに汚染されたおそれのあるフィブリノゲン製剤及び血液凝固因子製剤（以下「フィブリノゲン製剤等」という。）を投与された可能性のある者に対し、早期に肝炎検査を受診するよう呼びかけています。しかし、医療機関が保有する対象者の情報が古く、転居や婚姻等による住所や氏名の変更により、対象者の所在が確認できない場合があります。

本件調査は、フィブリノゲン製剤等を投与された可能性のある者のうち医療機関において現住所等を確認できない者（以下「所在不明者」という。）について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用して現住所（婚姻等により氏名が変更になっている場合は変更後の氏名も含む。）を調査し、肝炎検査を受診するよう本人に通知するものです。

本件調査では、具体的には、次のように個人情報の収集等を行います。

ア 医療機関は、県が定める調査依頼書の様式により、所在不明者の現住所等の調査を県に依頼します。この調査依頼書には、フィブリノゲン製剤等を投与さ

れた者の氏名、住所、生年月日、性別が、当該医療機関の把握している範囲で記録されています。

イ 県は、住基ネットを利用して所在不明者の現住所等を調査します。

ウ 県は、上記の調査の結果、所在不明者の現住所等が把握できた場合には、医療機関から現住所等を調査し、通知するよう依頼があったことを所在不明者本人に通知し、肝炎検査を受診するよう促します。

エ 県は、本件調査の結果、所在不明者の現住所等が判明した場合は、所在不明者本人に通知を発送した旨を、調査依頼のあった医療機関に通知しますが、具体的な現住所等の情報については通知しません。所在不明者の現住所等が判明しなかった場合、及び上記調査の結果把握できた現住所に肝炎検査に係る通知を行ったものの、本人に通知が到達しなかった場合には、医療機関に対しその旨を通知します。

(2) 個人情報の保護措置

医療機関から提出された調査依頼書は、県の担当課において施錠できる場所において厳重に管理します。所在不明者本人に通知をした日の翌年度の4月から起算して1年間保存し、保存期間が満了したときは破砕又は溶解処分します。

また、県、医療機関及び所在不明者との間で個人情報が含まれる文書を郵送するときは書留等の配達記録が残る手段により行うこととします。

(3) 本件調査の有用性

本件調査の対象となる所在不明者は、兵庫県内の42の医療機関で約85名と推計され、多人数であるとはいえません。しかし、本件調査は、一人でも多くの県民の生命、健康を守るため、医療機関の自主努力に加えて、県自身も肝炎検査に係る通知をしようとするものであって、対象人数の多少に関わらず有益性があるものです。

2 当審議会の判断

(1) 本件諮問の内容

本件調査を実施するに当たっては、個人情報保護条例上、以下の例外取扱いが認められることが必要となります。そのため、当審議会に本件諮問がなされました。

ア 収集の制限（本人収集の原則）の例外

本件調査は、所在不明者に対して肝炎検査に係る通知をしようとするものなので、所在不明者を特定するために必要な個人情報を本人から収集することはできません。したがって、フィブリノゲン製剤等を投与した医療機関から収集します。

イ 収集の制限（センシティブ情報の収集禁止）の例外

県は、本件調査の性質上、肝炎に罹患しているおそれのある者を特定することができる個人情報、すなわち個人の病歴等に関するセンシティブ情報を収集

することになります。

ウ 利用・提供の制限の例外

県は本件調査の結果等を医療機関に通知することとしています。県が本件調査によって肝炎検査に係る通知ができたことを医療機関に通知すれば、医療機関が肝炎の検査に係る事務を円滑に実施することができるようになり、また肝炎検査に係る通知ができなかった旨を通知することは、医療機関が自主的な調査を再開する契機になるためです。

しかし、本件調査における個人情報の収集目的は、県が所在不明者に対して肝炎検査に係る通知を行うことです。したがって、上記1(1)エのように本件調査の結果等を医療機関に通知することは、その収集目的とは別に、その対象者が兵庫県内に在住しているかどうかという個人情報を本人以外の第三者に提供することになるので、個人情報保護条例第7条の目的外提供に該当し、原則として禁止されています。

エ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例等の改正

なお、本件調査の実施にあたって、県は、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び同条例施行規則を改正し、住基ネットを利用できる事務に本件調査を追加すること予定しています。

(2) 当審議会の判断

ア 実施機関の説明によれば、本件調査の対象となる所在不明者は、県内42の医療機関で約85名と推定されており、平均するとひとつの医療機関につき2名程度となります。そのため、当審議会の席上において、県が住基ネットを利用して通知しなくても、医療機関が市町に住民票を請求して行う従来の手法によっても調査は可能であるから、個人情報保護条例上の例外取扱いを認めるまでの必要性があるとはいえないのではないかと、という意見も出されたところです。

しかし、たとえ対象者が少人数であっても、何よりも県民の生命、健康に配慮して肝炎検査に係る通知をするため、本件調査も含めた可能な限りのあらゆる手段を講じることには重要な意義を認めることができ、とりわけ、県が、「安全・安心な兵庫の構築」を県政の重点施策の柱として位置づけ、その観点から、本件調査を積極的・意欲的に実施していく決意をしていることにも配慮すべきではないかとの意見も出されました。

このように当審議会の席上で意見が分かれたところですが、審議の結果、県民の生命、健康に配慮することの重要性に鑑みて、本件諮問に係る例外取扱いについては、やむを得ないものとして認めるとの結論に至りました。

イ 本件調査に伴って保有することとなる個人情報はセンシティブ情報に該当するものであり、また、住基ネットにより管理している本人確認情報を利用するものなので、実施機関は、上記1(2)の事項を遵守し、個人情報を特に厳重に管理するよう求めます。

(3) 要望事項

なお、当審議会としては、本件調査のように住基ネットを活用した調査等を新規に実施するに当たって、慎重に対応されるよう求めます。